

医療通訳技能認定試験【専門】

受験資格の特別措置（経過措置）について

2021年9月16日

一般財団法人 日本医療教育財団

医療通訳専門技能認定試験（英語・中国語）につきまして、受験資格（1）の対象として承認されている研修・講座において、各教育団体等による新型コロナウイルス感染症対策に伴い、「実務実習」が延期や中止になった影響で、受講生が受験資格を満たすことが困難となっている事例が発生しております。

こうした状況を受け、当財団では、受験希望者の受験機会の確保を目的として、医療通訳専門技能認定試験の受験資格に係る「特別措置（経過措置）」を設けることといたしましたので、お知らせいたします。

医療通訳専門技能認定試験の受験資格承認団体および受験をご予定されている皆様におかれましては、このたびの「特別措置（経過措置）」適用の趣旨をご理解いただき、ご受験くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 特別措置（経過措置）の対象者

医療通訳専門技能認定試験（英語・中国語）の受験資格承認団体が実施する受験資格該当の研修・講座（座学部分）の修了者（修了予定者を含む）のうち、「実務実習」を未修了の者

※今回の特別措置（経過措置）は、受験資格（1）に該当する研修・講座の修了者（修了予定者を含む）のみが対象となります。

2. 特別措置（経過措置）適用の条件

受験資格該当の研修・講座（座学部分）を修了済み（もしくは修了見込み）で、以下①～③のいずれかの状況に当てはまる場合

- ① 今後、受験資格承認団体が実施する「実務実習」を受講予定である。
- ② 今後、受験資格承認団体以外の教育機関等が実施する「実務実習^{※1}」を受講予定である。

- ③ 今後、医療機関等において、医療通訳の実務^{※2}を行う予定である（もしくは既に実務を行っている）。

※1 受験資格承認団体が実施する「実務実習」と同等の内容であることとします。（当財団への事前申請が必要）

※2 実務の時間数の目安については、別途案内します。（当財団への事前申請が必要）

3. 特別措置（経過措置）に係る受験申込方法

事前の申請等は不要で、通常どおりの受験申込みとします。受験申込書に、以下①・②の書類を添付することで、特別措置（経過措置）適用の申込みとして受理します。

- ① 該当の研修・講座（座学部分）の修了証（写）もしくは修了見込書
- ② 特別措置（経過措置）申請書

◎「特別措置（経過措置）申請書」の様式は、以下より Word 版または PDF 版をダウンロードのうえ、ご使用いただけます。

- ・[特別措置（経過措置）申請書 <Word 版>](#)
- ・[特別措置（経過措置）申請書 <PDF 版>](#)

4. 特別措置（経過措置）適用後の扱い

特別措置（経過措置）の適用者は、他の受験者と同じく、1次試験から受験していただきます。1次試験に合格後、2次試験を受験し、2次試験まで合格した方については、試験の『仮合格』となり、「仮合格証明書」を交付します。

『仮合格』後、有効期間内に所定の「実務実習」の受講もしくは実務を行い、当財団に申請していただくことで、『本合格』に移行し、本来の「技能認定合格証」を交付します。

<『仮合格』の有効期間について>

原則として、「仮合格証明書」の発行日から1年間を有効期間としますが、受験資格承認団体による「実務実習」の実施状況・再開状況や、仮合格者の活動状況等に応じて、さらに1年間の延長も可とします。（延長については、仮合格者からの延長申請によって当財団が許可します）

※その他、今後の新型コロナウイルスの状況により、当財団にて有効期間の一律の延長を検討する場合があります。

- 「特別措置（経過措置）」に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

一般財団法人 日本医療教育財団 事務局

【TEL】 03-3294-1744

【Email】 jigyo@jme.or.jp

以上